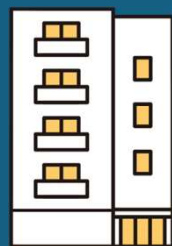
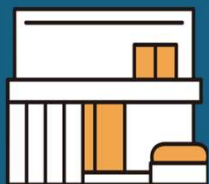


令和7年1月1日～



千葉県で宅地建物取引業免許申請等が

国土交通省^{イーエムリット}手続業務一貫処理システム(eMLIT)により



オンライン申請が可能になります！

国土交通省手続業務一貫処理システム(eMLIT)とは…

インターネットを通じて国土交通省所管法令等に基づく、申請・届出等を受け付けるシステムです。



オンライン申請のメリット



会社や自宅のパソコンからインターネットで申請可能
パソコン上で申請書類を作成できるため、窓口への訪問や郵送での申請が不要となります。 ※一部手続きは郵送が必要となる場合があります。



エラーチェック機能

システムによるエラーチェックを行いますので、申請書類の作成に係る手間が省け、作成誤りが少なくなります。



前回申請データの再利用が可能

前回申請したデータを利用して申請書の作成が可能のため、宅地建物取引業免許の更新申請等の書類作成の入力の手間が省けます。

～オンライン申請が可能な手続き一覧～

[宅地建物取引業関係手続き]

各手続きについて、従前どおり、紙媒体による申請・届出も受け付けます。

◇宅地建物取引業免許申請
(新規・更新)

◇宅地建物取引業者名簿登載
事項変更届出

◇宅地建物取引業者免許証
書換え交付申請

◇廃業等届出

◇宅地建物取引業者免許証
再交付申請

◇営業保証金供託済届出

◇業務を行う場所の届出
(宅地建物取引業法第50条第2項の規定による届出)



[宅地建物取引士関係手続き]

◇宅地建物取引士の資格登録
申請

◇宅地建物取引士資格の変更
登録申請

◇宅地建物取引士資格の登録
移転申請

◇宅地建物取引士の死亡等
届出

◇宅地建物取引士の登録消除
申請

◇宅地建物取引士証の書換え
交付申請

▲オンライン申請にあたっての注意事項▲

eMLITの操作方法や機能についてご不明な方は、eMLITコールセンターまでお問い合わせください。

[お問い合わせ方法]

電話：03-4577-9227 受付時間は午前8:00～午後6:15までです。(ただし、土日祝日を除く)

メール：helpdesk@e-mlit.mlit.go.jp

eMLITシステム上のお問い合わせフォームからのお問い合わせ
オンライン申請にあたり、注意事項等の詳細は千葉県ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

[本チラシに関するお問い合わせ先]

千葉県 県土整備部 建設・不動産課 不動産業班
TEL:043-223-3238